

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																	
(給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		(給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																	
<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>398,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>458,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td>520,000</td></tr><tr><td>4</td><td>600,000</td></tr><tr><td>5</td><td>698,000</td></tr><tr><td>6</td><td>797,000</td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>398,000</u>	2	<u>458,000</u>	3	520,000	4	600,000	5	698,000	6	797,000		<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>399,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>459,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td>520,000</td></tr><tr><td>4</td><td>600,000</td></tr><tr><td>5</td><td>698,000</td></tr><tr><td>6</td><td>797,000</td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>399,000</u>	2	<u>459,000</u>	3	520,000	4	600,000	5	698,000	6	797,000	
号 給	給料月額																																		
	円																																		
1	<u>398,000</u>																																		
2	<u>458,000</u>																																		
3	520,000																																		
4	600,000																																		
5	698,000																																		
6	797,000																																		
号 給	給料月額																																		
	円																																		
1	<u>399,000</u>																																		
2	<u>459,000</u>																																		
3	520,000																																		
4	600,000																																		
5	698,000																																		
6	797,000																																		
2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																	
<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>331,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>367,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>396,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>331,000</u>	2	<u>367,000</u>	3	<u>396,000</u>		<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>332,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>368,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>397,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>332,000</u>	2	<u>368,000</u>	3	<u>397,000</u>													
号 給	給料月額																																		
	円																																		
1	<u>331,000</u>																																		
2	<u>367,000</u>																																		
3	<u>396,000</u>																																		
号 給	給料月額																																		
	円																																		
1	<u>332,000</u>																																		
2	<u>368,000</u>																																		
3	<u>397,000</u>																																		
3～6 [略]		3～6 [略]																																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																																			

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第13号）附則第5項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（同項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。